

虐待防止へ法改正を

元警察官僚弁護士が署名活動



子供の虐待死ゼロを目指し、警察O
Bの弁護士が児童虐待防止法の改正を
求める運動を始めた。元警察官僚の後
藤啓二氏(55)は兵庫県弁護士会、写真
IIで、これまでの重
な経験から、現行法に
ついて「虐待の疑いの
ある子供の情報共有や
見守り、関係機関の連携が義務付けら
れていない」と指摘する。趣旨に賛同
する支援の輪は犯罪被害者の会や医師
らにも広がり、2日には児童虐待防止
推進月間(11月)に合わせ、神戸・三宮
センター街で署名活動が行われる。

児童虐待防止法改正を求める 署名活動のポイント

- ① 虐待情報をデータベースで共有し、児童相談所、市町村、警察が人手を出し合って子供の安否を確認し、保護する
- ② 市町村は居所の分からない子供の情報を共有し、所在の調査や安全確認ができない場合、警察に発見、保護を要請する
- ③ 児童相談所は子供に危険がある場合は積極的に一時保護し、解除するときには警察と協力して安全を確保する
- ④ 医師と市町村が子育てにリスクがある妊産婦の情報を共有し、妊娠中あるいは出産直後から支援を始める
- ⑤ 国や自治体は虐待を受けた子供の精神的な治療やケアを無償で行う

※NPO法人シンクキッズのホームページより

後藤氏は、警察庁でスト
ーカー規制法や児童ポルノ
禁止法の立案、制定に携わ
り、大阪府警生活安全部長
などを歴任。退官後はNPO
法人「シンクキッズ」子
ども虐待・性犯罪をなくす
会」を立ち上げ、「法律家
が書いた子供を虐待から守
る本」(中央経済社)を著
すなど、子供にまつわる問
題の専門家だ。

これまでにも、児童相談
所(児相)の人手不足を補
う方策として、全国に約8

の4類型(身体的・性的・心理的)の虐待を定義し、禁止した法律。予防や早期発見に向けた国や自治体の責務を定め、虐待を発見した者に通報を義務づけた。虐待の疑いのある児童を保護するために児童相談所が行う臨検・捜索を許可する裁判官の役割や、警察署長への援助要請についても規定している。



児童虐待防止法 平成12年に施行され、虐待

万人いるとされる地域警察
官を活用し、虐待家庭の見
守りを行うことなどを提唱
している。

こうした中、現行の児童
虐待防止法が定める児相や
市町村、警察の連携は臨検
・捜索など場面が限られて
おり、普段の活動について
は言及がないと指摘。関係
機関が虐待情報を共有し、
人手を出し合って対応する
よう法改正を求める。

また虐待家庭が引越した
場合に、転居先で対応で
きるよう全国的なデータバ
ースの整備も要請。子育て
にリスクがある妊産婦の支
援や、虐待を受けた子供の
無償のケアや治療も義務づ
けるよう訴える。

この活動に、日本医師会
などさまざまな団体・組織
が賛同を表明している。2
日の街頭署名には、犯罪被
害者の保護に力を尽くして
きた「全国犯罪被害者の会
(あすの会)」のメンバー
も参加。後藤氏は「子供を
虐待から守るのはすべての
大人と社会、国の責任」と
強調。署名は、シンクキッ
ズのホームページ(<http://www.thinkkids.jp/>)でも募集しており、集めた署
名は12月、安倍晋三首相宛
てに提出する。